

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	生活排水課	整理番号	1-11
許認可等の種類	流域下水道の施設に設置する物件を認める処分			
根拠法令条例等・条項	下水道法施行令第17条の7			
許認可等の概要	流域下水道管理者が認めた物件以外は、流域下水道の排水施設内に設置することができない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	* 審査基準未設定 過去に申請実績がない又は稀であるため。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	* 標準処理期間未設定 過去に申請実績がない又は稀であるため。			
期間の制定根拠	—			